第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)・(2)　（略） (3)　低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること又は当該作業に一回若しくは二回従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。 (4)　（略） 2　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)・(2)　（略） (3)　低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること、当該作業に一回若しくは二回従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと又は液化ガスタンカーにおいて積荷若しくは揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。 (4)　（略）
（略）	（略）

第十号表（第七十七条の六、第七十七条の六の二十二―第七十七条の六の二十四、第七十七条の七関係）

一　甲種危険物等取扱責任者（低引火点燃料）	申請日以前五年以内に、次のいずれかに適合すること。 1　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)・(2)　（略） (3)　低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること又は当該作業に一回以上従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと。 (4)　（略） 2　次の(1)から(4)までに適合すること。 (1)・(2)　（略） (3)　低引火点燃料船における燃料の補給作業に三回以上従事した経験を有すること、当該作業に一回以上従事した経験を有すること及び国土交通大臣が告示で定める基準に適合する講習の課程を修了したこと又は液化ガスタンカーにおいて積荷若しくは揚荷作業に三回以上従事した経験を有すること。 (4)　（略）
（略）	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。